

監査報告書

令和元年6月5日

社会福祉法人 わかめ福祉会

理事長 饒平名 勝彦 殿

監事 宇保新一
監事 新里房子

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月 4 日

社会福祉法人 わかめ福祉会

理事長 饒平名 勝彦 殿

倉持公認会計士事務所

公認会計士  仓持 幸


私は、社会福祉法人わかめ福祉会わかめこども園の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 会計年度の計算書類、すなわち、拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書、拠点区分貸借対照表及び計算書類に対する注記並びに附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 79 号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類等の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類等が、厚生労働省令第 79 号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して、社会福祉法人わかめ福祉会わかめこども園の平成 30 会計年度の拠点区分の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人わかめ福祉会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月 4 日

社会福祉法人 わかめ福祉会

理事長 饒平名 勝彦 殿

倉持公認会計士事務所

公認会計士 **倉持 輝幸** 

私は、社会福祉法人わかめ福祉会かぐらこども園の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 会計年度の計算書類、すなわち、拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書、拠点区分貸借対照表及び計算書類に対する注記並びに附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

○ 計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 79 号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

○ 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類等の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

○ 監査意見

私は、上記の計算書類等が、厚生労働省令第 79 号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して、社会福祉法人わかめ福祉会かぐらこども園の平成 30 会計年度の拠点区分の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人わかめ福祉会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月 4 日

社会福祉法人 わかめ福祉会

理事長 饒平名 勝彦 殿

倉持公認会計士事務所

公認会計士  倉持輝幸
(倉持)

私は、社会福祉法人わかめ福祉会さつきこども園の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの平成 30 会計年度の計算書類、すなわち、拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書、拠点区分貸借対照表及び計算書類に対する注記並びに附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

○ 計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 79 号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

○ 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

○ 監査意見

私は、上記の計算書類等が、厚生労働省令第 79 号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して、社会福祉法人わかめ福祉会さつきこども園の平成 30 会計年度の拠点区分の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人わかめ福祉会と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月 4 日

社会福祉法人 わかめ福祉会

理事長 饒平名 勝彦 殿

倉持公認会計士事務所

公認会計士  會持輝幸


私は、社会福祉法人わかめ福祉会本部、わかめ児童クラブⅠ、わかめ児童クラブⅡ、久場川児童館、壺屋児童館、子どもの居場所事業、第二かぐら保育園、松川保育園、宇栄原こども園、米須こども園、すす風保育園の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30会計年度の計算書類、すなわち、拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書、拠点区分貸借対照表及び計算書類に対する注記並びに附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

○ 計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第79号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類等が、厚生労働省令第79号に定められた社会福祉法人会計基準に準拠して、社会福祉法人わかめ福祉会 の平成30会計年度の拠点区分の資金収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

社会福祉法人わかめ福祉会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上